

神戸市住生活基本計画

(改定版)

参考資料

参考資料 目次

神戸市住生活基本計画（2011-2020）評価結果	1
用語集	3
関係法令等・計画	15
神戸市すまい審議会の概要、委員・参与名簿	18
審議経過	20

神戸市住生活基本計画（2011-2020）評価結果

各方向性ごとに進行状況と目標達成状況について、計画の策定より2年ごとに評価を実施し、神戸市すまい審議会に報告しました。

【平成23・24年度】

施策の方向性		評価結果			すまい審議会による提言・意見 (一部抜粋)
		順調に進んでいる	おおむね順調に進んでいる	進展に向けさらなる取り組みが必要である	
1	安全な住まいを実現する		○		・耐震化率の目標達成には現状の課題把握と施策の方向性の明示が必要であり、耐震診断等の推進には建築関係の専門団体や民間との連携強化が重要である。
2	居住の安定を確保する			○	・当面は高齢者向け住宅のバリアフリー化が中心であるが、居住支援協議会の活動等に加え、借家のバリアフリー化についても検討すべき。
3	環境にやさしい住まいを実現する		○		・現状、啓発活動が中心となるが、環境政策的な側面からさらなる規制・誘導や支援を検討してはどうか。
4	ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出す			○	・中古住宅市場の活性化は一つの中心となる方向性であり、まずは金融機関も含め関係機関と連携した検討から始める必要がある。
5	人と人のつながりを大切にしたい住まいづくりを支援する		○		・まちなか防災空地など直ちに大量に実現することが難しいものは、対外的な発信の努力を通じて社会的認知を得ていく方向もある。
6	すまいるネットを核とした住まい手の総合支援	○			・高齢者の住み替えなどニーズに合わせた相談ができるような組織の柔軟性が必要である。

【平成 25・26 年度】

施策の方向性		評価結果			すまい審議会による提言・意見 (一部抜粋)
		順調に進んでいる	おおむね順調に進んでいる	進展に向けさらなる取り組みが必要である	
1	安全な住まいを実現する	○			・住まいの耐震化率は上昇しているが、どういった住宅が耐震化が困難として残っているかを把握し、対策を検討する必要がある。
2	居住の安定を確保する			○	・市営住宅のポイント方式募集については、より効果的な制度としていくため、どのような成果をあげているかなどについて検討することが必要である。 ・サービス付き高齢者向け住宅については、供給状況や運営状況をよく見きわめながら今後の展開を考察し、必要な対応を検討できる体制をとっておくことが重要である。
3	環境にやさしい住まいを実現する		○		・総合評価は概ね妥当だが、あと一步の努力が必要である。 ・成果指標「家庭部門のエネルギー消費量」は、総量での評価や気候等偶発的な要因に左右される可能性が高いことなどが課題と考えられることから、今後数値の捉え方や分析方法などについて検討が必要である。
4	ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出す		○		・空き家対策の取組は進んでいるものの、実態として空き家は増加しているため、人口動態などを把握しながら今後の対応を考えていく必要がある。
5	人と人のつながりを大切にした住まいづくりを支援する			○	・住宅政策だけでなく都市計画や福祉、市民参画といった関連部局との十分な連携が必要である。
6	すまいるネットを核とした住まい手の総合支援	○			・すまいるネットについての市民の認知向上が望まれる。 ・ネットワークを広げ、民間企業やNPOなどとの連携をさらに深めていく事が求められる。

【あ行】

灯かりのいえなみ協定

防犯や街並みの演出などの観点から、道路に面した住宅の居住者や自治会単位で、夜間に門灯や玄関灯を一定時刻まで点灯するなどのルールを決める市民協定。神戸市では、協定づくりのアドバイザー派遣や協定に基づいて実施する事業への支援を行っている。

空き家活用促進事業

空き家所有者に対する活用や適正管理に向けた助言を行い、必要に応じて事業者の紹介も行う空き家活用相談窓口の設置や、コンペ等による中古住宅活用の気運づくり等の空き家活用支援を行う。平成 27 年度から運用開始。

あんしんすこやかセンター

介護保険法で定められた地域包括支援センターの愛称。介護や見守りなど高齢者に関する様々な相談を受け付ける総合相談窓口の役割等があり、神戸市は、概ね中学校区に 1 か所の割合で、市内全域に 76 か所設置し、保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加え、地域住民同士で見守り・支え合える地域づくりの支援を行う地域支え合い推進員の 4 職種を配置している。

あんしんすこやかルーム

あんしんすこやかセンターのランチ（出張所）的な位置づけとして、高齢化率の高い大規模な災害復興公営住宅等の空住戸や集会室などを活用して設置している高齢者の自立を支援する拠点。見守り推進員が地域と連携した見守り活動やコミュニティづくり支援、介護予防の推進などを行っている。

親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業

高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することを目的として、離れて暮らす子育て世帯とその親世帯が近くに住むことになった場合に、住み替えにかかる費用の一部を助成する。平成 25 年度から実施している。

インスペクション（建物検査）

中古住宅売買時に建物品質の劣化状況に対する購入者の不安を解消するため、住宅の基礎、土台、柱、梁といった構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分等の現況について、建築士等の第三者が行う調査。中古住宅の流通促進に向けて、国土交通省が「既存住宅インスペクションガイドライン」を策定するなど、普及を図っている。

NPO（非営利団体）

保健・医療・福祉、社会教育、文化・スポーツ、環境等広範な分野で公益実現のために活動し、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない民間非営利組織（Non-Profit Organization）のこと。平成 10 年 3 月に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）により、一定の要件を満たせば法人格が付与される。

【か行】

外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

平成 17 年 3 月に財団法人日本賃貸住宅管理協会によって定められたガイドライン。外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居が図られ、安心して貸し借りできる市場形成を目指して、実務対応方法や留意事項の Q&A、外国人の住まいに関する情報提供事例を紹介している。

家庭部門

エネルギー消費量や二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出量を示す際に用いられる分類の一つで、家庭での冷暖房、給湯、家電の使用に伴い消費されるガスや電気などのエネルギー・温室効果ガスを対象としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

完了検査

建築基準法第7条及び第7条の2に基づく手続きとして、建築物の建築工事が完了したときに、建築主の申請を受け、建築主事や指定確認検査機関がその建築物と敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうか検査すること。

完了検査率

建築確認済証を交付されたもののうち、完了検査の検査済証の交付を受けた建築物の割合。

既存住宅売買瑕疵保険制度

売買の対象となる住宅の検査を行い、売買後に隠れた瑕疵が発見された場合に保証する「検査機関」の保証責任について保険金を支払う制度。

危険建築物

適正な維持管理・修繕が行われないことなどによって、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物。

既存不適格

適法な建築物が建築基準法の規定が改正され、適合しない状態となっていること。

そのまま存置することは認められるが、増改築等を行う場合は、原則として、その時点での規定に適合させる必要がある。

CASBEE神戸（神戸市建築物総合環境評価制度）

一定規模以上の建築物について、建築主が自ら室内・室外環境や耐震性、耐用性などの「品質・性能」、省エネ・資源リサイクル性・敷地外環境などの「環境負荷」の両面から、建築物の環境性能を評価し、市に届出する制度。結果を市がホームページで公表することにより自発的な環境性能の向上を促している。

旧耐震基準

昭和56年6月1日の建築基準法改正において耐震基準が抜本的に見直された。それ以前の耐震基準が旧耐震基準、それ以後の耐震基準が新耐震基準と呼ばれる。新耐震基準は、建築基準法上の最低限遵守すべき基準として、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、大規模の地震（震度6強から7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

居住支援協議会

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体が設立する不動産関係団体や居住支援団体、地方公共団体等によるネットワーク組織。神戸市では、平成23年に設立された。

居住面積水準

住生活基本計画（全国計画）に定義されている水準は次のとおり

		世帯人数別の面積（例）（㎡）			
		単身	2人	3人	4人
面最低積水居住	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準	25	30 【30】	40 【35】	50 【45】
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
	〈都市居住型〉 都心とその周辺での共同住宅居住を想定 〈一般型〉 郊外や都市部以外での戸建住宅を想定	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

緊急避難サポート事業

火災などの緊急時に安全な避難経路や二方向避難を確保するために、土地所有者や周辺住民の協力によって、避難路に関する協定を結び、階段のスロープ化や行き止まり道路の解消などの整備及び維持管理を行うもの。

近隣住環境計画制度

向こう三軒両隣りなど市民にとって身近な範囲から、地域住民の合意と発意を基本に、建築基準法の規制や緩和の柔軟な運用や住環境整備事業などによる支援を総合的に実施することにより、地域の特性や課題に応じたきめ細かなすまい・まちづくりを行う制度。「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」において手続きを規定。

区分所有者

分譲マンションのように独立した各住戸等から構成されており、複数の区分に分けて所有する建物を区分所有建物といい、このうち共用廊下や階段など、複数の所有者が共用する部分を除いた部分（各住戸など）のことを専有部分という。区分所有者とは、この専有部分を所有する者をさし、区分所有者を構成員とする団体が管理組合である。

刑法犯認知件数

警察において刑法犯罪の発生を認知した数。

現地簡易アドバイザー派遣

神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）の相談業務の一環として、窓口での相談内容に応じて、現地での確認が必要と判断される場合等、専門家を現地に派遣し簡易なアドバイスを行う制度。

建築確認

建築基準法第6条及び第6条の2に基づく手続きとして、建築主が、建築物を建築しようとするときや大規模な修繕などを行おうとするときに、その計画が建築基準関係規定に適合していることについてあらかじめ建築主事や指定確認検査機関の確認を受けること。

建築協定

一定区域内の環境改善などを図るため、建築基準法に基づき、関係権利者全員の合意により市長の認可を受けて、建築物に関する基準などを定めること。

公営住宅

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし整備された住宅。

高齢年マンション

建築後概ね30年以上経過したマンション。居住者の高齢化や建物の劣化などにより、日々の生活や維持管理に関する課題が浮き彫りになり、対応が必要になってきているものが多い。

構造計算書偽装問題

平成17年11月に国土交通省から、ある一級建築士が偽装した構造計算書を建築確認において見過ごし、耐震強度が大幅に不足する建築物が建てられていることが公表され、その後の調査で他の建築士の設計でも発見されたことから、建築確認制度に対する市民の信頼の失墜を招いた問題。これを受け、建築確認の厳格化、建築制度の適正化、住宅瑕疵担保責任の強化等が図られた。

公的賃貸住宅

住宅セーフティネット法では、公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅、都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等と規定されている。本計画では、住宅セーフティネット法に規定されている意味において使用しており、神戸市内の公的賃貸住宅には、市営住宅、県営住宅、都市再生機構住宅、県・市住宅供給公社住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅がある。

神戸市マンション管理組合ネットワーク

神戸市内のマンション管理組合が、相互に情報交換を行い、交流を深め、マンション管理の適正化を図ることにより、安全で快適に暮らせる住環境を確保することを目的に、平成16年3月に結成された団体。

こうべ賃貸住宅あんしん入居制度

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、貸主・借主双方の不安解消を図る複数のサービス（連帯保証サービス、残存家財の片付けサービス、安否確認サービス等）を提供する制度。平成 26 年 10 月に運用開始。

こうべまちづくり学校

身近なまちづくりに対する関心を高め、今後のまちづくりを担う人材の育成を図るため、「協働と参画のまちづくり」を学び、考える場として、平成 14 年度より実施している。総合講座、専門講座、連携講座などの講座で、防災、景観、地域活動の進め方などについて学ぶことができる。

高齢者実態調査

「第 6 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（平成 27～29 年度）」の策定に向けて、高齢者の実態を踏まえた介護サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題を整理し、今後目指すべきサービス基盤の方向性を検討する基礎資料とするため、平成 25 年度に行った調査。

高齢者住宅財団

生活関連サービスシステム等を備えた高齢者向け公的住宅の管理運営等、高齢者の家賃債務保証、住宅改良資金貸付け等に係る債務の保証等を行う財団法人。国土交通大臣から「高齢者居住支援センター」として指定を受けている。設立は平成 5 年。

高齢者向け優良賃貸住宅（高優良）

床の段差の解消、浴室、便所等に手すりを設置するなど高齢者が使いやすいように建設又は改良され緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅。一定以下の所得の方に対しては、家賃負担を軽くできる軽減措置（一部の住宅に限る）もある。平成 19 年に地域優良賃貸住宅（高齢者型）に再編。

子育て応援マンション認定制度

地域の子育て世帯も利用できるキッズルーム等の設置など施設・構造面で一定の基準を満たし、かつ運営面で事業者による子育て支援のための工夫がなされたり、居住者によるサークル活動が行われているマンションを「こうべ子育て応援マンション」として神戸市が認定するもの。認定マンションは、認定取得後、事業者による PR が可能となる、居住者等の子育てに係る活動支援を受けることができる等のメリットがある。

【さ行】

細街路

一般的に幅員が概ね 4.0m に満たない狭い生活道路。

災害復興（公営）住宅

「神戸市震災復興住宅整備緊急 3 か年計画」および「神戸のすまい復興プラン」に基づいて、震災で失われた住宅ストックの復旧・復興のために供給された公営住宅の総称（「復興住宅」または「災害復興住宅」ともいう。）。

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、風力、地熱などの自然エネルギーと廃棄物の焼却熱などのリサイクルエネルギーを指す。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。住宅の床面積、便所・洗面設備等の設置、バリアフリー等のハード面の基準の他、サービス提供、契約についても登録基準があり、適合する住宅については都道府県や政令市等が登録し、必要な指導・監督を行う。

市営住宅

神戸市が管理している公営住宅や改良住宅等。

CO₂排出量

二酸化炭素の排出量のこと。地球温暖化の主要因と考えられる温室効果ガスの大部分を占めており、CO₂排出量の削減が温暖化対策の中心となる。

シックハウス

住宅の新築、改装等の後に頭痛、目やのどの痛み、めまい、疲労感等様々な体調不良が起こる問題で、シックハウス症候群といわれる。住宅建材の揮発性化学物質が原因だとされるが、詳細なメカニズムはまだ明らかではない。現在、厚生労働省を中心に化学物質の室内濃度の指針値を決めるなどの取り組みが進められている。

指定確認検査機関

従来、地方公共団体の建築主事のみが行ってきた建築確認及び検査業務を行い得ることができる国又は都道府県が指定する民間機関。迅速で効率的な建築確認を実施するとともに、行政が完了検査率の向上や違反建築対策などに力を入れることができるように、平成 11 年の建築基準法改正により位置づけられた。

住環境

市民が住まう住戸内の環境だけでなく、住戸外の空間や近隣住戸との関係、コミュニティ（近所付き合い）との関係、住宅周辺の交通利便、社会サービスとの関係性、住宅の建築・維持管理を通じた地球環境への影響等を含めた、住宅にまつわる環境。

住教育

豊かな住生活の実現に向けて、幼児期から高齢期まで住まいや暮らしのあり方について、生活者（市民）自らが学び・考えることを通じて、住まいに関する知識や判断力を普及・啓発すること。

就業構造基本調査

統計法に基づく指定統計調査。国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とした調査。昭和 31 年から 57 年まで概ね 3 年おき、昭和 57 年以降は 5 年ごとに行われている。直近は、平成 24 年で、約 47 万世帯の 15 歳以上の世帯員が対象となった。

住居確保給付金

生活困窮者自立支援法に基づくメニューの一つで、離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、原則 3 ヶ月間を限度として（求職活動状況が良好な場合は、支給期間を 2 回まで延長可能）家賃相当分の給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度のこと。

住生活関連サービス

本計画では、住まい手へ提供される住宅関連や福祉等居住関連サービスをいう。

住生活総合調査

国土交通省が、全国の普通世帯の住宅及びそのまわりの住環境に対する対価、住宅改善計画の有無と内容、住宅建設又は住み替えの実態等を把握することにより、住宅政策の基礎資料を得ることを目的とした調査。平成 15 年までは「住宅需要実態調査」として昭和 33 年から 5 年ごとに実施され、平成 20 年より名称変更。直近は、平成 25 年で、全国の約 8 万 5 千世帯を対象に行われた。

住生活にかかわる社会サービス実態調査

神戸市が、平成 20 年度に神戸市住生活基本計画策定に向けた基礎調査資料とするため、NPO 等による「居住サービス」を中心としたその状況を把握することを目的に行った調査。「住宅関連」「居住関連」のいずれかに関連し、充実またはユニークな事業内容を持つ 26 団体にインタビュー形式で行った。

修繕計画

住宅の性能・資産価値を適性に保つために、建築部材、設備等の性質や性能、住宅の立地環境などを考慮し、維持管理・修繕が適切に実施されるよう策定する計画。

住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット法に規定されている、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の総称。

住宅瑕疵担保責任保険制度

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年 5 月法律第 66 号）（住宅瑕疵担保履行法）」により、平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅を引き渡す建設業者等に対して保険又は供託による資力確保措置が義務付けられた。この保険への加入や保証金の供託に関する制度のこと。

住宅供給公社

地方住宅供給公社法に基づき、勤労者に居住環境の良好な集合住宅及び宅地を供給する目的で地方公共団体により設立された機関。

住宅金融支援機構

住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした機関（平成 19 年 4 月以前は住宅金融公庫）。民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務、民間住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務、民間金融機関では対応が困難な融資業務などを行っている。

住宅市場

公民も含め、一般的に住宅が建設・販売・提供（供給）され、売買・賃貸借（消費）される関係・状態をいう。ここではこれらに加え、住宅の維持・管理・保全も含めたより広い概念で使われている。

住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」において設けられた制度。国が定めた日本住宅性能評価基準という共通の「ものさし」によって、住宅の「構造の安定」、「火災時の安全」、「劣化の軽減」、「維持管理への配慮」、「温熱環境」、「空気環境」、「光・視環境」、「音環境」、「高齢者の配慮」、「防犯対策」の 10 項目に関して客観的な評価を行い、その性能を表示することにより、住宅取得者の判断基準とすること目的とする。その評価を公正・中立に行うため、第三者機関として評価機関が指定されている。

住宅セーフティネット

住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、経済的その他の理由により住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な状況においても、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保するための様々な仕組みの総称。

住宅・土地統計調査

統計法（昭和 22 年 3 月法律第 18 号）に基づく指定統計調査。全国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにする調査。調査結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案等の基礎資料として利用されている。昭和 23 年以降 5 年ごとに実施され、直近は平成 25 年。

省エネ性

同じ社会的・経済的効果を、より少ないエネルギーで得られるようにするための性能。

障がい者グループホーム

グループホームは、障害者総合支援法による共同生活援助事業で訓練等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行うサービス。

小規模型耐震改修

少ない費用で耐震改修ができるよう、耐震診断を受け、瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修（改修後の上部構造評点が0.7以上）をする場合に、改修設計費及び改修工事費の一部を補助する制度。平成17年度から実施している。

常時募集

定時・追加募集（計年4回）で申込みのなかった市営住宅について先着順に受付を行う募集のこと。

シルバーハイツ

手すりの設置や段差の解消などバリアフリー化された室内に、緊急通報システムが設置された高齢者世帯向け市営住宅。生活援助員による緊急時の対応、安否確認、生活相談等のサービス提供が行われている。

ストック（住宅ストック）

ある時期までに建築・整備され、地域に蓄積された既存住宅。新規供給と対比する意味で用いる。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮している生活困窮者に対し、生活や仕事に関する相談を受け付け、様々な情報や住居確保給付金の支給、就労準備支援事業等のサービスを提供するなどし、自立に向けた支援を行う。

選定支援システム（すまいるパートナー）

市民が建築士や建設業者を探すときの参考になるよう、神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）に、建築士事務所や建設業者の登録名簿を備え、これを用いて、住まいの相談などの際に、建築士や建設業者の選定を支援する仕組み。すまいるネットのホームページからも利用が可能。

ソーシャル・キャピタル

社会関係資本。市民・住民等の協調行動が活発化することが、社会の効率性を高めることができるという考え方を前提として、市民が持つ信頼関係や規範・モラル、人間関係（社会的ネットワーク）の重要性を説く概念。

ソーシャルミックス

一定の日常生活圏において、年齢や職業、所得水準などの異なる多様な人々が居住する状況、あるいはそのような均衡のとれた居住者構成を目指すこと。

【た行】

耐久性

部材・材料の環境作用による劣化に対する抵抗性。

耐震改修

耐震性能が十分でない建築物の耐震性能を向上させるために行う改修補強工事のこと。

耐震診断

地震に対して建築物が必要な耐震性能をどの程度保有しているかを判断するために行う調査のこと。

太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを電力に変換する発電方式。

団塊の世代

一般的に昭和22年から24年までの3年間に亘る第一次ベビーブームに出生した世代を指す。

地域包括ケアシステム

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、ニーズに応じた住宅に居住することを基本とした上で、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供される地域での体制のこと。

地域密着型サービス

介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、身近な市町村で提供される介護保険サービスの体系。その種類は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の8種類。

地域支え合い活動

ひとりぐらしの高齢者等が、地域で安心して暮らすことができるよう、あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置し、民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、地域住民間で見守り支え合うことができるコミュニティづくりを支援し、介護予防の推進を図っている。その活動を総称して地域支え合い活動という。

地球環境問題

環境問題の一種で、問題の発生源や被害が特に広域的な（地球規模の）ものを指す。例えば地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のように、発生源や被害地が必ずしも一定地域に限定できないものが該当する。

長期優良住宅

住まいの構造や設備、維持管理等について、長期にわたって良好な状態で使用するため、長期優良住宅普及促進法（平成21年6月4日施行）に規定する認定基準により、所管行政庁（＝神戸市長）の認定を受けた計画に基づいて建築される住宅のこと。

超高層マンション

従来のマンションと比べて際立って高い住居用高層建築物の総称。超高層マンションに対する法的な定義はないが、建築基準法第20条「高さが60mを超える建築物」と同義とすることが多く（ほぼ同程度の高さとなる20階超も含まれる）、環境アセスメント条例が適用される「高さ100m以上」とする場合も見られる。

定期報告制度

建築物を常時適法な状態に維持管理するため、特定行政庁（建築確認事務を行う自治体）が指定した不特定または多数の人が利用する建築物等について、建築基準法に基づき、定期的に所有者（管理者）が調査・検査資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告する制度。

定時募集

神戸市では、「定時募集」と「追加募集」の2種類の市営住宅の募集を行っている。定時募集は、一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅を対象に、年2回行っている。追加募集は、一般住宅・特定目的住宅を対象にして、年2回行っている。

低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

低炭素建築物認定制度

住宅等の建築物で、外皮の熱性能及び一次エネルギー消費量に加え、節水対策、木材の利用等低炭素化に資する措置を講じるものについて二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物として認定を行い、経済的なインセンティブを与える制度。認定を受けるためには、低炭素建築物の建築等計画を作成して、所管行政庁へ認定申請する必要がある。

DIY

DIYはドウ・イット・ユアセルフの略。素人が自分で家具を作ったり、住まいの修繕や内装工事等を行うこと。日曜大工。

DV被害者

DVはドメスティックバイオレンスの略。本計画でいうDV被害者は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する方を指す。

特定目的住宅

市営住宅の定時募集に、「一般住宅募集」と住宅確保に特に配慮を要する世帯を対象とする「特定目的住宅募集」の2種類がある。主なものにシルバーハイツ、高齢者世帯向住宅、障がい者世帯向住宅、車椅子常用者世帯向住宅、母子・父子世帯向住宅、若年・子育て世帯向住宅等がある。

特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき供給される中堅所得者層向けの優良な賃貸住宅。整備費や家賃減額のための補助制度がある。神戸市では、一定条件のもと、新婚世帯、夫婦共働き世帯、子育て世帯等の配慮入居者については、入居資格を持たない方が入居できる入居資格の緩和を、新婚世帯（神戸すまいまちづくり公社独自事業）や子育て世帯へは一定期間の家賃減額補助を行っている。

都市再生機構（UR）

大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR賃貸住宅（旧公団住宅）の管理を主な目的とした国土交通省所管の独立行政法人。平成16年に都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備部門が統合され、設立された。

【な行】

二重サッシ

窓にガラス戸を二列設置することができるサッシ。

日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保健、福祉や医療施設サービス、民生委員・町内会・ボランティアなど人的資源等を総合的に勘案し設定される圏域。

ニュータウンの成熟化

ニュータウンとして整備されてからおおむね30年以上が経過したまちにおいて、ニュータウン第一世代であった居住者の年齢階層が一斉に高齢化する現象や、共同住宅や施設などが同一時期に老朽化し機能更新が必要となる現象。スムーズな世代交代や機能更新がうまく進まない場合、まちの活力低下等に陥る可能性がある。

ネットモニター調査

神戸市ネットモニター制度に参加登録したネットモニターを対象として行う、インターネットを活用した市政に関するアンケート調査。ネットモニター制度は市政アドバイザー制度から移行した制度で、IT技術を活用することで市民からの市政に対する意見・提案をよりスピーディに聴き、効果的に市政に反映させることを目的として、平成27年度から実施している。

【は行】

ハウジングアドバイザー制度

住まいの適切な維持管理の推進を図るため、高齢者をはじめとする市民が、住まいに関して身近で安心して相談できる『町医者』のような専門家を見つけられるよう、平成26年度から導入された制度。すまいるパートナーとして選定支援システムに登録された建築士事務所又は建設業者がアドバイザーとなり、1回目の相談を原則無料で受けられる。

ハザードマップ

発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、避難場所等を表した地図。災害予測図。

バリアフリー化

障がい者や高齢者等が生活していくうえで様々なバリア（障壁）を取り除くこと。

バリアフリー住宅改修補助事業

要支援・要介護認定を受けていない高齢者がいる世帯を対象として、手すりの設置及び段差解消などのバリアフリー改修工事にかかる費用の一部を補助するもの。平成 26 年度から実施している。

P F I

P F I はプライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる。

ヒートショック

急激な温度変化により体が受ける影響のこと。リビングや浴室と、脱衣場・トイレなど、温度変化の激しい場所を移動した際に、体が温度変化に反応して血圧が急変し、脳卒中や心筋梗塞等につながる恐れがあるとされている。

ひょうごあんしん賃貸住宅制度

高齢者等の住宅確保要配慮者の住宅への円滑入居と安定した住生活の確保のため、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）等の登録や情報提供等を行う制度。平成 19 年度から兵庫県が実施している。

複層ガラス

ガラス戸にはめ込まれるガラスが 2 枚以上で構成され、空気層を挟み複層になっているもの。

ふれあいのまちづくり協議会

高齢者、障がい者、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりをめざし、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア等により概ね小学校区ごとに結成している。

ポイント方式募集

平成 23 年から市営住宅の定時募集に導入している方式のひとつ。住宅に困っている度合いを「収入・家賃の状況」「住宅環境」「世帯状況」等の項目ごとに点数化し、総合点の高い人の中から入居者を選定する方式。

防災再開発促進地区

密集市街地のうち、防災街区として整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として都市計画に定めている地区。

防災福祉コミュニティ

阪神・淡路大震災を教訓に市民と事業者、行政が協力して「安全で安心して暮らせるまちづくり」をめざして、防災活動や福祉活動に取り組む自主防災組織。地域で活動する自治会、町内会等の住民自治組織、婦人会、民生委員児童委員協議会、消防団、子ども会、老人クラブ、青年会、P T A、事業所などで構成される。平常時には防災意識の啓発・普及、防災資機材の管理、防災訓練等の活動を行うとともに、災害発生時には災害情報の収集や伝達、初期消火等の災害対応活動を行っている。

防災ベッド等設置補助

耐震診断で「倒壊する可能性がある、又は高い」と判定された戸建住宅について、防災ベッドやシェルター（室内に置く簡易なもの）等を設置する場合に定額の補助を行う制度。平成 27 年度から実施している。

防犯優良マンション認定制度

犯罪に遭いにくい構造・設備の基準を充足したと認められる兵庫県内のマンションを「兵庫県防犯優良マンション」として（社）兵庫県防犯協会連合会等の 3 団体が認定・登録し、その情報を提供することで、より安全で快適な住宅環境を提供する制度。

ホームレスの実態に関する全国調査

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成 14 年 8 月法律第 105 号)及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成 20 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号)に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的として、厚生労働省により平成 15 年 1 月より実施されている調査。近年は毎年 1 月に実施されている。

【ま行】

マイホーム借上げ制度

住み替えを希望しているシニア(50 才以上)の住宅を借り上げて転貸する制度。貸し手側であるシニア世帯は、自宅を売却することなく、住み替えや老後の資金として活用することができる。一方、子育て世帯等の借り手側は、良質な借家を敷金なし、一定の改修が可能といった有利な条件で借りることができる。一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が実施している。

まちづくり協議会

地域のまちづくりに取り組む組織で、地域の居住者、事業者、土地または家屋の所有者の大多数により構成される。神戸市では、地域の課題や将来像の検討、アンケート調査やニュース等の発行等の活動が継続して行われ、その活動が地域住民の大多数の支持を得ているなどの条件を満たすものについて、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(まちづくり条例)」に基づく協議会として認定している。

まちなか防災空地整備事業

空地等を土地所有者の方から神戸市が無償で借り受け、まちづくり協議会等が整備及び維持管理を行うもの。災害時には一時避難や消火活動スペースとして、日常は広場など地域住民の交流の場として利用することにより、まちの防災性と併せて、暮らしやすさや地域魅力の向上を図ることを目的としている。

マンション管理士

「マンション管理の適正化の推進に関する法律」に基づく国家資格。マンション管理組合の運営、大規模修繕等を含む建物構造上の技術的問題、その他マンションの維持・管理に関して、管理組合や区分所有者の相談に応じ、助言などを行う。

密集市街地

老朽化した木造の建築物が密集し、十分な公共施設が整備されていないことなどにより、火事又は地震が発生した場合において、延焼防止機能や避難経路が確保されていない市街地。このような市街地は、敷地や道路が狭く、権利関係も複雑で、居住者も高齢化しており、自主的な更新が困難な状況を抱えている。

密集市街地再生方針

密集市街地の整備改善を一步ずつ着実に進め、子どもや高齢者など誰もが安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちとして再生していくために、市民・事業者・行政の協働と参画の取り組みの指針として平成 23 年に策定。

民間賃貸住宅実態調査

神戸市が、平成 19 年度と平成 26 年度に神戸市内の民間賃貸住宅の現状と課題を把握することを目的として行った調査。約 10,000 物件の家主へアンケート票を郵送し、物件の構造・性能等、維持管理、経営状況等の項目について行った。

民生委員児童委員協議会

民生委員法(昭和 23 年 7 月法律第 198 号)で定められた組織であり、厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員の全員で構成される。民生委員・児童委員同士の連携・協働を進めるとともに、地域の生活関連情報の共有や人びとへの支援の検討などを行っている。

向こう三軒両隣り

自分の家の向かい側三軒の家と、左右二軒の隣家。日常親しく交際する近隣の人のこと。

目的外使用

この計画では、市営住宅を本来目的ではなく、一時的な緊急対応のために一定期間のみ空住戸を提供することをいう。

【や行】

家賃債務保証制度

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯および解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。滞納家賃と原状回復費用及び訴訟費用が対象となる。国土交通大臣から高齢者居住支援センターとして指定を受けている高齢者住宅財団が行っている。

優遇措置

市営住宅の定時募集における一般住宅の抽選にあたり、世帯の構成、障がいの有無その他の事由により特に住宅に困窮していると認められる入居申込者に対して、抽選番号を通常より多く与えることで当選確率を優遇する制度。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢等に関わりなく、はじめから、できる限り様々な立場の人が利用しやすいようにまちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていかうとする考え方。

余剰地

本計画では、市営住宅の建て替えにあたっての高度利用、建て替え戸数の減少等により、従来の市営住宅団地敷地面積に対して建て替え後の市営住宅敷地面積が減少することにより生まれる土地をいう。

【ら行】

ライフサイクルコスト

建築物や設備の建設から運転、維持管理、老朽化後の解体処理までの使用するうえでかかる総費用。

ライフスタイル

衣食住などの具体的な行動パターンだけでなく、個々人がもつ価値観も含めた生活様式のこと。

ライフステージ

人間の一生を段階に区分したもので、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等に分けられる。特に、住まいとの関わりからは、家族の構成が変化する段階をいい、若年単身、結婚、子どもの出生・成長、子どもの独立又は2世代居住、高齢夫婦又は3世代居住といった大きな循環がある。今日では、このライフステージの循環も多様化してきている。

リノベーション

中古住宅などの既存建物に対して、新たな使用に耐えるような包括的な改修や、用途や機能を変更して性能を向上させるなど価値の再生につながる改善を行うこと。

ルームシェア

家族以外の者どうしが、複数人で一つの住戸あるいは居室を共有して生活する住まい方。

老朽家屋

建築後の相当年数の経過や、建物の利用管理状況により、建物の構造部材の耐力低下、設備等の性能劣化が生じた住宅。

関係法令等・計画

①主な関係法令等（施行、策定順 【 】内は略称）	
建築基準法（昭和 25 年 5 月法律第 201 号）	昭和 25 年 11 月施行。国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低の基準を定めている。
公営住宅法（昭和 26 年 6 月法律第 193 号）	昭和 26 年 7 月施行。国や地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むことができる住宅を整備して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的に、公営住宅の入居者資格、募集方法、家賃等について定めている。
建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年 4 月法律第 69 号）【区分所有法】	昭和 38 年 4 月施行。マンション等の 1 つの建物を複数の部分に区分して所有するとき、その区分所有の対象及び所有関係、管理方法等について定めている。
住宅建設計画法（昭和 41 年 6 月法律第 100 号）	昭和 41 年 6 月施行。住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することで国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅建設五箇年計画の策定及び実施等、国及び地方公共団体の責務などを定めたもの。平成 18 年 6 月に廃止。
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月法律第 49 号）【省エネ法】	昭和 54 年 10 月施行（一部昭和 54 年 6 月施行）。エネルギーの有効利用を進めるための措置を定めている。地球温暖化対策を進めるため、平成 18 年 3 月の改正で、新たに 2,000 m ² 以上の大規模な住宅について新築・増改築時等の省エネ措置（外壁や窓等の断熱化、空気調査設備等の効率的な利用）の届出が義務化された。また、新たな削減目標を達成するため、大規模な住宅の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や 300 m ² 以上の住宅の省エネ措置の届出の義務化を柱として、平成 20 年 5 月に改正された。
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年 5 月法律第 52 号）【特優賃法】	平成 5 年 7 月施行。国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を定めている。
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月法律第 123 号）【耐震改修促進法】	平成 7 年 12 月施行。阪神・淡路大震災での教訓をふまえ、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の地震に対する建物の安全性の向上を図ることを目的に、国、地方公共団体及び国民の努力義務、都道府県等が耐震改修促進計画として耐震診断及び耐震改修の目標や施策などを定めることについて定めている。
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月法律第 81 号）【住宅品質確保法】	平成 12 年 4 月施行。住宅の品質確保を促進、住宅購入者等の利益の保護、住宅に関するトラブルの迅速かつ適正な処理を図るため、新築住宅の売買契約等に関する瑕疵責任の特例、住宅性能表示制度の創設や住宅に係る紛争処理体制の整備等に関して定めている。
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年 12 月法律第 149 号）【マンション管理適正化法】	平成 13 年 8 月施行。マンション管理の適正化を推進することによってマンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的に、管理組合に対して助言や指導を行うマンション管理士などの国家資格の創設や、マンション管理業者の登録制度等を定めている。

①主な関係法令等（施行、策定順 【 】内は略称）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年 4 月法律第 26 号）【高齢者住まい法】	平成 13 年 8 月施行。高齢者の居住の安定の確保を図るため、高齢者向けの住宅の効率的な供給促進や高齢者の入居を拒まない住宅の情報を広く提供するための制度の整備等を定めている。平成 21 年 8 月には都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、平成 23 年 10 月にはサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が新たに施行された。
マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年 6 月法律第 78 号）【マンション建替え円滑化法】	平成 14 年 12 月施行。マンションの建替えの円滑化を図ることで、マンションにおける良好な生活環境を確保することを目的に、建替え決議後のマンション建替組合の設立、権利変換手続による関係権利の変換等が定められている。平成 26 年の改正により、耐震性不足の認定マンションの建替えを対象とするマンション敷地売却制度や容積率の緩和制度が新たに創設された。
住生活基本法（平成 18 年 6 月法律第 61 号）	平成 18 年 6 月施行。国民の豊かな住生活の実現を図ることを目的に、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項を定めている。
住生活基本計画（全国計画）	平成 18 年 9 月閣議決定。住生活基本法に基づき、住生活の安定向上のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された国の計画（平成 23、28 年に変更）。基本的な方針、施策についての横断的な視点、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策等が定められて、目標設定の前提として住宅性能水準、居住環境水準、居住面積水準が設定されている。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年 7 月法律第 112 号）【住宅セーフティネット法】	平成 19 年 7 月施行。低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的に、施策の基本となる事項等を定めている。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年 12 月法律第 87 号）【長期優良住宅普及促進法】	平成 21 年 6 月施行。長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進し、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、環境負荷の低減を図りつつ、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図ることを目的に、基本方針や長期優良住宅の認定制度等を定めている。
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年 5 月法律第 66 号）【住宅瑕疵担保履行法】	平成 21 年 10 月施行（一部平成 20 年 4 月施行）。住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく瑕疵担保責任の履行の確保等を図るため、新築住宅の売主等に対する供託や保険による資力確保の義務づけや、保険の引受主体である住宅瑕疵保険責任保険法人の整備、保険契約に関する紛争処理体制の整備等について定めている。
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月法律第 127 号）【空家等対策特別措置法】	平成 27 年 5 月施行（一部平成 26 年 2 月施行）。適切な管理が行われていない空家等による影響から、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的として、地方公共団体による空家等対策計画の策定と計画に基づく施策の実施、空家等対策協議会の設置、特定空家に対する措置等について定めている。

②神戸市の主な住宅関係の計画	
住宅基本計画（策定順）	
神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画（平成7年7月策定）	震災により、未曾有の被害を被った神戸のすまいとまちを早期に復旧・復興するとともに、災害に強い活力あるすまい・まちづくりを進めることを目的に、公民それぞれの役割に応じた住宅供給の目標量とこれを推進するための主要な施策を定めた。
神戸のすまいの復興プラン（平成8年7月策定）	応急仮設住宅入居者への調査結果より、被災者に高齢者・低所得者が多く、公営住宅への入居希望が高いという実態が判明した。このため、公団住宅や民間賃貸住宅の借上げなどによって公営住宅等の供給増をめざすため、神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画を見直し、策定した。
神戸市住宅3か年計画（平成10～12年度）（平成10年3月策定）	すまい復興の総仕上げとし、21世紀を見据えた安全・安心で快適なすまい・街づくりに向けて、策定した。めまぐるしく変化する社会経済情勢の中で、臨機応変に施策を実施することができるよう、戸数等の数量計画は定めていない。
神戸市住宅基本計画（2001～2010）（平成13年4月策定）	21世紀初頭における住宅政策の基本的指針を示し、指針に基づく施策の体系化を図り、効果的かつ効率的な施策展開を図ることを目的に策定した。具体化に向けて4つの施策の基本的方向性と137の具体的施策を掲げ、より総合的、長期的な視点のもと重点的に取り組む6つの重点プロジェクトを掲げている。
その他の計画	
神戸市建築物安全安心実施計画（平成11年策定、第2次は平成16年、第3次は平成21年、第4次は平成26年策定）	「違反建築 ^{ゼロ} を目指して」を目標に掲げ、これまで取り組んできた施策の検証・評価をふまえ、顕在化してきた課題への対応策として、特に「適法な建築物が違反建築化しないよう予防するための事前対策」や「危険性の高い建築物や累積する違反建築物に対する重点的な検査・指導」等に取り組み、建築物の安全性の確保のための施策を総合的に推進することを目的とする計画。
神戸市耐震改修促進計画（平成20年2月策定、平成28年3月改定）	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、神戸市内における耐震性能の不十分な旧耐震基準建築物の耐震安全性確保を促進するため、今後の目標と取り組みを示した計画。「神戸市耐震改修促進計画（2016～2020）」では、「自己決定力の向上」の基本理念のもと、日頃からの備えとしての生命を守る耐震化に、市民・事業者・市それぞれの立場から取り組むこととしている。
市営住宅マネジメント計画（平成12年2月策定、第2次は平成22年6月策定）	震災後の大量供給による市営住宅ストックの増大や、新旧格差といった課題に適切に対応し、計画的な再編・改善による良質なストック及び多様なニーズへの対応による良好なコミュニティを形成していくことを目的とした計画。第2次計画は、耐震化の促進などの新たな課題をふまえ、策定。
高齢者居住安定確保計画（平成24年3月策定、平成27年3月改定）	高齢者や要介護認定者・認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢期を安全・安心に過ごすための「住まい」の確保や、安心して生活できるための介護サービス・生活支援サービス等の充実が求められていることから、住宅部局と福祉部局が連携し、より一層高齢者の居住の安定確保に総合的に取り組むため、高齢者住まい法に基づき策定。平成26年には改定検討を実施し、計画に新たに追加・拡充すべき取り組み等を追補版にとりまとめた。

神戸市すまい審議会の概要、委員・参与名簿

1. 概要

神戸市すまい審議会は、神戸市の住宅・住環境政策の重要事項についての審議を行う神戸市長の附属機関です。神戸市住宅審議会、神戸市住環境審議会、神戸市地域住宅推進協議会を統合し、平成11年8月に設立しました。

神戸市すまい審議会では、特別の事項又は専門の事項を調査審議する必要がある場合、部会を置いて調査審議を行うこととしており、神戸市住生活基本計画の改定は、計画評価部会において審議を行いました。

2. 委員・参与名簿（平成28年3月 計画改定時点）

【委員】

（敬称略・五十音順）

氏名	役職名
岩佐 光一朗	神戸市自治会連絡協議会 会長
大内 麻水美	弁護士
角松 生史	神戸大学大学院法学研究科 教授
加茂 みどり	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所 主席研究員
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科 教授
神崎 潔子	第11期市政アドバイザー
小伊藤 亜希子	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
河野 英司	連合神戸地域協議会 事務局長
実吉 威	公益財団法人ひょうごコミュニティ財団 専務理事
高野 正浩	兵庫県宅地建物取引業協会 理事
玉田 はる代	神戸市婦人団体協議会 会長
檜谷 美恵子	京都府立大学生命環境学部 教授
平山 洋介	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
松澤 賢治	流通科学大学 非常勤講師
松原 一郎（副会長）	関西大学社会学部 教授
森本 信明（会長）	近畿大学名誉教授
八木 景子	兵庫県建築士会 理事
山崎 和美	第12期市政アドバイザー
和田 真理子	兵庫県立大学経済学部 准教授

【参与】

(敬称略・五十音順)

氏名	役職名
大井 としひろ	市会議員
北山 順一	市会議員
外海 開三	市会議員
たけしげ 栄二	市会議員
西 ただす	市会議員
藤本 浩二	市会議員

3. 部会委員名簿（平成 28 年 3 月 計画改定時点）

【計画評価部会委員】

(敬称略・五十音順)

氏名	役職名
角松 生史	神戸大学大学院法学研究科 教授
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科 教授
小伊藤 亜希子	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
檜谷 美恵子	京都府立大学生命環境学部 教授
平山 洋介	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
松澤 賢治	流通科学大学 非常勤講師
松原 一郎 (副部会長)	関西大学社会学部 教授
森本 信明 (部会長)	近畿大学名誉教授
和田 真理子	兵庫県立大学経済学部 准教授

審議経過

【神戸市住生活基本計画改定までの取り組みの経過】

	すまい審議会	計画評価部会の開催	策定への取り組み等
平成27年度	<p>第1回すまい審議会 8/6 ・神戸市住生活基本計画の見直しについて</p> <p>第2回すまい審議会 12/25 ・神戸市住生活基本計画の見直しについて</p>	<p>第3回 9/9 ・住生活基本計画見直しにあたっての論点と方向性</p> <p>第4回 10/5 ・住生活基本計画見直し内容の検討</p> <p>第5回 11/13 ・住生活基本計画見直し内容の検討</p> <p>第6回 11/26 ・住生活基本計画見直し（案）</p>	<p>計画案への市民意見公募（0件） 1/18 から 2/17</p> <p>・計画策定・公表</p>

【すまい審議会、計画評価部会の審議内容】

会議名	開催日	審議内容
第1回 すまい審議会	平成27年 8月6日	<p>【報告】 ○住環境部会について</p> <p>【審議】 ○神戸市住生活基本計画の見直しについて</p>
第3回 計画評価部会	平成27年 9月9日	<p>【審議】 ○神戸市住生活基本計画の見直しの進め方について</p> <p>○各施策の方向性と成果指標に関する主な論点について</p>
第4回 計画評価部会	平成27年 10月5日	<p>【審議】 ○「住まいのあるべき姿」について</p> <p>○各論点に対する課題や方向性について（安全な住まい・住環境を実現する、居住の安定を確保する、環境にやさしい住まい、住まい方を実現する）</p>
第5回 計画評価部会	平成27年 11月13日	<p>【審議】 ○計画の構成・概要等について</p> <p>○各論点に対する課題や方向性について（ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出す、人と人とのつながりを育む住まい・住まい方を支援する、すまいるネットを核とした住まい手の総合支援）</p>
第6回 計画評価部会	平成27年 11月26日	<p>【審議】 ○神戸市住生活基本計画（素案）について</p>
第2回 すまい審議会	平成27年 12月25日	<p>【報告】 ○住環境部会について</p> <p>【審議】 ○神戸市住生活基本計画の見直しについて</p>

神戸市住生活基本計画（改定版）

策定

平成 28 年 3 月

編集・発行

神戸市住宅都市局住宅部住宅政策課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
TEL(078)322-5568 FAX(078)322-6114

神戸市広報印刷物登録：平成 27 年度第 670 号（広報印刷物規格 A-6 類）



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
(表紙を除く)



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008